

愛媛県歯科医師会館  
設計監理業務プロポーザル説明書

平成30年7月  
一般社団法人 愛媛県歯科医師会

# 目 次

1. 主 旨
  2. 業務の概要
    - ①業務の目的
    - ②業務内容
    - ③履行期間
  3. 建設に関する基本的考え方
  4. 参加資格及び条件
  5. プロポーザルの方法
    - ①受託候補者の選定方法
    - ②スケジュール
  6. 審査委員会
  7. 事務局
  8. 必要書類の交付
    - ①交付資料
    - ②交付期間
    - ③交付場所
  9. プロポーザル実施時の留意事項
  10. 現地見学会について
  11. 第1次審査
  12. 第2次審査（プレゼンテーション）
  13. 設計監理業務委託契約
- 別添. 様式一式 新会館のコンセプト 物件資料

## 1. 主 旨

現在の愛媛県歯科医師会館は、昭和 53 年に竣工し、約 40 年が経過し、耐震力不足と老朽化が認められ、会館の新築が予定されています。

そこで、別添の新会館のコンセプトを踏まえ、設計者選定にあたっては、優秀な設計企業、設計技術者の参加を求めるためプロポーザルとして実施します。

本説明書は、プロポーザルにより設計監理業務の受託候補者を選定するための手続きについて、必要な事項を定めたものです。

## 2. 業務の概要

### ① 業務の目的

本業務は愛媛県歯科医師会館設計監理業務を行うものである。

### ② 業務内容

設計監理業務。

### ③ 履行期間

契約締結の翌日から、監理業務終了の日まで。

## 3. 建設に関する基本的考え方

新会館のコンセプト（別紙）を踏まえた、会員のシンボルとして、よりどころとなる佇まいであること。

## 4. 参加資格及び条件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件すべてに該当する単体企業とする。ただし、構造、設備等に関わる部分を協力事務所として設計体制に組み込む場合にはその旨を記載すること。（以下、応募を行う企業を「参加者」という。）

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。（専従の一級建築士 2 名以上）
- ② 対象となる設計業務に関し、国の諸法令により必要とされている資格を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく更生手続き開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。
- ⑦ 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。
- ⑧ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けて

いない者であること。

- ⑨ 地方公共団体等における競争入札参加資格停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑩ 地方公共団体等における暴力団等排除条例における入札参加排除措置を受けていないこと。
- ⑪ 愛媛県知事登録を受けた一級建築士事務所であること。
- ⑫ 平成 20 年 4 月以降に完成した建築物のうち下記の a を満たした実績を有すること。
  - a. 延床面積 1,500 m<sup>2</sup>程度の新築工事 1 件以上の設計実績。

## 5. プロポーザルの方法

### ① 受託候補者の選定方法

本審査は、「参加表明書」及び「提案書」により実施し、愛媛県歯科医師会会館検討委員会が審査を行い、選定する。

### ② スケジュール

平成 30 年 7 月 6 日 (金)

- ・プロポーザル公告
- ・プロポーザル説明書等の交付開始
- ・参加表明書、提案書に対する質問受付 (随時回答)
- ・参加表明書、提案書提出開始

平成 30 年 7 月 31 日 (火)

- ・参加表明書、提案書の提出期限 (午後 5 時必着)

平成 30 年 8 月 31 日 (金) 予定

- ・第 1 次審査結果通知

平成 30 年 9 月中旬 予定

- ・第 2 次審査 (プレゼンテーション)

平成 30 年 10 月下旬 予定

- ・第 2 次審査結果の通知及び公表

平成 30 年 10 月下旬 予定

- ・契約の締結

## 6. 審査委員会

審査は、愛媛県歯科医師会会館検討委員会が行う。

## 7. 事務局

〒790-0014 愛媛県松山市柳井町 2 丁目 6-2 愛媛県歯科医師会

担当者：榎本健司

電話：089-933-4371(代)

ファックス：089-932-5048

e-mail : kaikan@ehimeda.or.jp

愛媛県歯科医師会ホームページ : <http://www.ehimeda.or.jp/>

## 8. 必要書類の交付

### ① 交付資料

- b. 愛媛県歯科医師会館設計監理業務プロポーザル説明書
- c. 愛媛県歯科医師会館コンセプト
- d. その他

### ② 交付期間

平成30年7月6日(金)から平成30年7月31日(火)まで。

### ③ 交付場所

愛媛県歯科医師会ホームページよりダウンロードすること。

## 9. プロポーザル実施時の留意事項

### ① 費用負担

参加表明書及び提案書にかかる費用の一切は、参加者の負担とし参加報酬(報償費)等は支払わないものとする。

### ② 提案数

参加表明書及び提案書の提出は1社につき1件とする。

### ③ 審査結果に対する異議申立て

参加表明書及び提案書に対する審査委員会の審査結果に対し異議を申し立てることはできない。

### ④ 失格条項

参加者及び提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 審査委員会委員に直接、間接を問わずに接触を求めた場合。
- (2) 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。
- (3) 複数の提案をした場合。
- (4) プレゼンテーション時に新たな説明資料を追加した場合。
- (5) その他、本プロポーザル説明書に定める手続き、方法を遵守しない場合。
- (6) 本プロポーザルの手続き期間中に、地方公共団体などから指名停止を受けた場合。
- (7) プレゼンテーションの時間に遅れた場合、出席しなかった場合。

### ⑤ 無効となる参加表明書及び提案書

参加表明書及び提案書が、次の条件の一つに該当する場合は無効となることがある。

- (1) 参加資格及び条件を満たしていない場合。
- (2) 参加表明書及び提案書の全部又は一部が提出されていない場合。
- (3) 参加表明書及び提案書と無関係な書類である場合。
- (4) 他の業務の参加表明書及び提案書である場合。

- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (6) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (7) 虚偽の内容が記載されたもの。
- (8) 参加表明書及び提案書に定められた箇所を除き、社名や商標、記号など、参加表明者及び提案者を認識できるものを表示したもの。

⑥ 参加表明書及び提案書の取扱い

- (1) 提出された参加表明書及び提案書は、プロポーザルの評価以外に提出者に無断で使用しないものとするが、提出者に返却はしない。
- (2) 提出された提案書は公正性、透明性、客観性等を期するため公表することがある。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

⑦ その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした参加者に対して、当会の事業における指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差し替え及び再提出はできない。また、参加表明書及び提案書に記載した配置予定の設計総括責任者及び各主任技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができない。
- (4) 特定された提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。
- (5) 提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
- (6) 提案書の作成のために発注者より受領した資料は、公表・使用することはできない。

10. 現地見学会について

本プロポーザルにおいて、建設予定地の現地見学会は実施しない。

11. 第1次審査

本プロポーザルに参加を表明する者は、下記に基づき書類を作成すること。作成にあたっては、本書面および会館コンセプト等を熟読の上、愛媛県歯科医師会館建設について主旨を十分理解し、作成すること。

① 参加表明書の作成

- (1) (様式1) 参加表明書
- (2) (様式2) 質問書

- (3) (様式3) 技術職員等の状況、協力事務所の状況
- (4) (様式4) 事務所の主要業務実績(本説明書の4参加資格及び条件の⑫のaを満たすものを1つ以上含む)
- (5) (様式5) 担当チームの設計総括責任者・主任技術者
- (6) (様式6) 設計総括責任者の主要業務実績 3件以内

※業務実績は平成20年4月以降、参加表明書提出時までに竣工したものに  
限る。様式6においては、前所属での実績も記載可とする。

※設備・構造などの分野の協力事務所が複数の参加者の協力事務所を兼ねる  
ことは可とする。

② 提案書の作成

提案書をA3用紙片面横使い2枚以内にまとめること。ただし、下記内容は含  
むものとし、表現はできるだけ簡潔にし、記載する文字は10ポイント以上とする  
こと。様式は自由とするが、右上に整理番号記載用に横3cm×縦1.5cmの空白  
欄を設けること。

・配置図・各階平面図・面積表・外観イメージ図・重視するポイント・技術提案  
等

③ 参加表明書、提案書の提出要項

(1) 提出期間

平成30年7月6日(金)から平成30年7月31日(火)(土、日、  
祝日を除く日の午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

持参、郵送または宅配便(提出期限までに必着)

持参の場合は土、日、祝日を除く日の午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、一般書留または簡易書留に限る。宅配便の場合は、手  
渡ししたことが証明されるものに限る。

(4) 提出部数

8部

④ 参加表明書、提案書に対する質問

(1) 提出期間

平成30年7月6日(金)から平成30年7月31日(火)まで。

(2) 提出場所ならびに提出方法

事務局へ質問書(様式2)により郵送またはメールにて提出すること。

(3) 質問への回答

提出された質問については、随時メールで回答する。また愛媛県歯科  
医師会ホームページに掲載するものとする。

⑤ 第1次審査評価項目、評価基準

(1) 設計事務所の実績、能力等

- (2) 過去の代表作品概要
- (3) 提案書の内容
  - 1) 設計提案内容
  - 2) 防災面に配慮した提案内容
  - 3) ライフサイクルコスト・イニシャルコストに対する提案内容
  - 4) その他独自の提案
- ⑥ 審査結果の通知
  - 第1次審査結果は、平成30年8月31日（金）付けで下記の要領で通知する予定です。
  - (1) 提案者に選定された者に対して、その旨を選定通知書及びメールにより通知する。
  - (2) 提案者に選定されなかった者に対しては、非選定通知書により通知する。

## 12. 第2次審査（プレゼンテーション）

審査委員に対するプレゼンテーションで最終審査を実施する。

- ① プレゼンテーションの日時、場所
  - 日時：平成30年9月中旬（予定）
  - 場所：愛媛県歯科医師会館
- ② プロジェクター等を用いたプレゼンテーション
  - 30分（発表時間15分、質疑応答15分）以内で実施する。
- ③ 求める内容は、それまでのご提出いただいた資料の表現を補足するための追加説明及び委員からの質疑に対する回答とする。
- ④ ヒアリングの出席者は、3名を上限とする。ただし、設計総括責任者を必ず含むものとする。
- ⑤ この他の説明用資料がある場合は、事前に申し出ること。
- ⑥ プレゼンテーションには、愛媛県歯科医師会会員の傍聴を可能とする。
- ⑦ 審査結果の通知
  - 第2次審査の結果は、平成30年10月下旬に下記の要領で書面により通知する予定です。
  - (1) 審査の結果、最優秀、優秀となった提案者を特定し、その旨を特定通知書により通知する。
  - (2) 審査の結果、最優秀及び優秀に特定しなかった提案者に対しては、特定しなかった旨を非選定通知書により通知する。

## 13. 設計監理業務委託契約

- ① 随意契約にかかる見積聴取
  - (1) 愛媛県歯科医師会は、最優秀となった者を愛媛県歯科医師会館設計監理業務にかかる随意契約の見積聴取の相手方とするものとする。ただし、最優秀者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項



に規定する者に該当することになった場合、または事故等により契約が不能となった場合には、優秀者を見積聴取の相手方とする。

- (2) 設計等の委託料の算定基準は、愛媛県歯科医師会の定める算定方式により算出した金額以内とする。
- (3) 審査委員会で特定された最優秀者に当該業務にかかる設計監理業務委託契約の第1 交渉権が与えられる。なお、契約の交渉が成立しない場合は、優秀者と契約の交渉を行うものとする。

② 業務名

愛媛県歯科医師会館設計監理業務

③ 履行期間

契約締結日の翌日から設計監理業務終了の日まで。

④ 業務内容

愛媛県歯科医師会館設計監理業務一式及び既存建物解体方法と費用への助言

⑤ 業務価格

予算額；建物本体消費税込み5億円以内を目標とする。

⑥ 契約者

一般社団法人 愛媛県歯科医師会

⑦ 契約保証金・前払金

愛媛県歯科医師会館設計監理業務委託契約書（相手方と協議のうえ作成、締結する）によるものとする。

⑧ その他

具体的な設計監理業務の実施にあたっては、提案書に記載された内容を尊重し、愛媛県歯科医師会との協議に基づいて愛媛県歯科医師会館設計監理業務委託特記仕様書（案）を作成し実施する。